|  |
| --- |
| **成年後見制度** |

知的障害又は精神障害などで判断能力が十分でない人の財産管理、介護等の契約、遺産分割等の法律行為を本人に代わって後見人等が行う制度として成年後見制度があります。

●法定後見制度

本人、配偶者、４親等内の親族などが家庭裁判所へ審判の申し立てをすることにより、後見人、保佐人、補助人等が選任されると、判断能力が十分でない人の契約等の法律行為を行う場合、後見人等の同意が必要となります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 類型 | 補　　　助 | 保　　　佐 | | 後　　　見 |
| 対象となる人 | 判断能力が不十分な人 | 判断能力が著しく不十分な人 | | 判断能力が全くない人 |
| 申立てができる人 | 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市長など | | | |
| 付与される範囲  (日常生活に関する行為は除く) | 申立ての範囲内で家庭　裁判所が審判で定める　　法律行為 | | 財産に関する権利、相続の　　承認・放棄、遺産の分割、　　　新築・増築・改築などの行為 | すべての法律行為 |

※成年後見制度を利用した場合、医師、税理士等の資格や会社役員などの地位を失うなどの制限があります。

　・問い合わせ先

|  |  |
| --- | --- |
| 総合的な案内 | 静岡家庭裁判所浜松支部　☎４５３－７１６８  浜松市中区中央一丁目１２番５号 |
| 法的なトラブルを解決するために役立つ法制度情報や、最も適切な相談窓口の情報については | 日本司法支援センター浜松支部（法テラス浜松）  ☎０５０－３３８３－５４１０  浜松市中区中央一丁目２番１号　イーステージ浜松４階 |

●任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自らが選んだ代理人が、将来、判断能力が不十分な状態になったとき、自分の生活や財産管理などの手続きを本人に代わって行う制度です。

・問い合わせ先：浜松公証人合同役場　☎４５２－０７１８

浜松市中区元城町２１９番地の２１　第一ビル　２階

●市長申立

親族等身寄りがない場合は、市長による申立を行う制度があります。

・問い合わせ先：知的障がいのある人・・・・・各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

精神障がいのある人・・・・・障害保健福祉課　☎４５７－２２１３

●後見人等報酬助成制度

生活困窮等で後見人等に報酬を支払うのが困難な場合、収入財産状況等により報酬助成の制度があります。

・問い合わせ先：障害保健福祉課　☎４５７－２８６４

|  |
| --- |
| **災害時避難行動要支援者名簿への登録** |

災害時の避難支援などに活用するため、登録者の情報を避難支援関係者に提供します。

●対象者

以下全てに該当する人

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けている人

・在宅の人（施設等へ入所している人は除く）

・家族以外の第三者の支援がなければ、避難が困難な人

・地域の避難支援関係者（自治会）等へ情報が提供されることに同意する人

　※情報提供先及び提供される情報は以下をご確認ください。

●窓口

各区社会福祉課（裏表紙に記載）

●情報提供先

自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、警察・消防関係、その他の避難支援等の実施に携

　わる関係者

●提供される情報

①氏名、②生年月日、③性別、④住所（居所）、⑤電話番号、⑥障害種別・程度、⑦その他避難　　　　支援に必要な情報（住宅地図等）

※年１回提供します。

●注意事項

・同意を得て支援団体等に提供された個人情報は、災害発生時のほか地域の防災対策（防災活動、避難支援活動等）に活用します。

・同意することにより、災害時の避難行動の支援が必ず保証されるものではありません。また、　　　地域の避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

・支援団体等へ情報を提供する際に、市が所有する情報にて要件に該当しない場合（死亡・市外　　　転居・施設入所等）は、情報の提供は行いません。

・名簿の登録は、変更の申出がないかぎり、自動的に継続します。